

年金振込通知書

(振込予定日)

令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の制度・種類	年金	振込先
基礎年金番号	年金コード	※1

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 年 月 令和 年 月 各期支払額	令和 年 月 の 支払額	令和 年 月 の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月 の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円
※3	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額 ※3 および森林環境税額	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 支店には、支所、営業所、出張所等が含まれます。

※2 令和7年4月までの記載がない方は、支払額等の変更が予定されている方です。

※3 下面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

印影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書に係る注意事項等

■ **振込予定日** 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

■ 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。

■ 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。なお、令和6年10月からは個人住民税にあわせて森林環境税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

⚠ 年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。